

10. 有害事象の報告

「JCOG 臨床安全性情報取り扱いガイドライン」に基づく本章の規定に従い、“重篤な有害事象”または“予期されない有害事象”が生じた場合、施設研究責任者は研究事務局/研究代表者へ報告する。

報告書式はJCOGホームページ(<http://www.jcog.jp/>)にて最新版を入手できるため、報告に際しては最新版を用いること。

なお、薬事法に基づく副作用などの厚生労働大臣への報告(宛先:厚生労働省医薬食品局安全対策課 FAX:03-3508-4364 書式は <http://www.info.pmda.go.jp/info/houkoku.html>)、臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>)に基づく重篤な有害事象などの各施設の医療機関の長への報告、医療機関から企業への副作用に関する連絡については、それぞれの医療機関の規定に従って各施設研究責任者の責任において適切に行うこと。

10.1. 報告義務のある有害事象

10.1.1. 急送報告義務のある有害事象

以下のいずれかに該当する有害事象は急送報告の対象とする。

①プロトコール治療中または最終プロトコール治療日から30日以内のすべての死亡

プロトコール治療との因果関係の有無は問わない。また、プロトコール治療中止例の場合、後治療が既に開始されていても、最終プロトコール治療日から30日以内であれば急送報告の対象とする。

(「30日」とは、最終プロトコール治療日を day 0 とし、その翌日から数えて30日を指す)

※登録後、プロトコール治療未施行で死亡した場合は、急送報告の対象とはしない。ただし、登録時の適格性の検討など必要な評価はモニタリングにて適切に行うこと。

②予期されないGrade 4の有害事象

「7.予期される有害反応」に「重篤な有害反応」として記載されていない Grade 4 の有害事象。

プロトコール治療との因果関係あり(definite, probable, possible のいずれか)と判断されるものを急送報告の対象とする。

10.1.2. 通常報告義務のある有害事象

①～④のうちプロトコール治療との因果関係あり(definite, probable, possible のいずれか)と判断されるものを通常報告の対象とする。

①最終プロトコール治療日から31日以降の死亡

治療関連死の疑いのある死亡が該当する。明らかな原病死は該当しない。

②予期されるGrade 4の非血液毒性※

「7.予期される有害反応」に「重篤な有害反応」として記載されている Grade 4 の非血液毒性。

予期されていても重篤な有害事象は通常報告の対象となることに注意する。

※「非血液毒性」とは、CTCAE v4.0における下記以外の有害事象を指す。

「貧血」「骨髄細胞減少」「リンパ球数減少」「好中球数減少」「白血球数減少」「血小板数減少」
「CD4 リンパ球減少」

③予期されないGrade 3の有害事象

「7.予期される有害反応」に記載されていない Grade 3 相当の有害事象。

④その他重大な医学的事象

10.1.1.の①②、10.1.2.の①～③のいずれにも該当しないが、研究グループや全 JCOG で共有すべきと思われる重要な情報と判断されるもの。永続的または顕著な障害(MDS、二次がん等を除く)、先天異常など後世代への影響についてなど。

※MDS、二次がん等は通常報告の対象とせず、追跡調査で情報収集することとする。モニタリングレポートで発生頻度を報告する。

10.2. 施設研究責任者の報告義務と報告手順

10.2.1. 急送報告

急送報告の対象となる有害事象が発生した場合は、担当医は速やかに施設研究責任者に伝える。施設研

究責任者に連絡が取れない場合は、施設コーディネーターまたは担当医が施設研究責任者の責務を代行しなければならない。

1 次報告:

施設研究責任者は有害事象発生を知ってから 72 時間以内に「JCOG 有害事象報告書」に所定事項を可能な範囲で記入し、研究事務局へ FAX 送付および電話連絡を行う。

2 次報告:

さらに施設研究責任者は「JCOG 有害事象報告書」に所定事項をすべて記入し、より詳しい情報を記述した「JCOG 有害事象詳細報告書」を作成し、有害事象発生を知ってから 15 日以内に両者を研究事務局へ郵送または FAX 送付する。剖検がなされた場合は、原則として、剖検報告書も添付すること。

10.2.2. 通常報告

施設研究責任者は「JCOG 有害事象報告書」に所定事項を記入し、より詳しい情報を記述した「JCOG 有害事象詳細報告書」を作成し、有害事象発生を知ってから 15 日以内に研究事務局へ郵送または FAX 送付する。剖検がなされた場合は、原則として、剖検報告書も添付すること。

10.2.3. 医療機関の長に対する報告

急送報告または通常報告の対象となる有害事象(「予期されない Grade 3 の有害事象」を除く)である場合は、施設研究責任者は、「臨床研究に関連する重篤な有害事象」として当該医療機関の規定に従い当該医療機関の長に対し報告する。なお、報告の際に、当該有害事象については、研究代表者/研究事務局を通じて効果・安全性評価委員会に報告され審査される予定であることを添える。

10.2.4. その他の報告先に対する報告

本試験に適用される規制により義務づけられている次の報告等は、各医療機関の規定に従って各施設の責任において適切に行う。

医薬品・医療機器安全性情報の報告:

薬事法第 77 条の 4 の 2 第 2 項に基づき、報告の必要があると判断した情報を厚生労働大臣に報告する。

10.3. 研究代表者/研究事務局の責務

10.3.1. 登録停止と施設への緊急通知の必要性の有無の判断

施設研究責任者から報告を受けた研究事務局は、研究代表者およびグループ代表者に報告し相談の上、報告内容の緊急性、重要性、影響の程度などを判断し、必要に応じて登録の一時停止(JCOG データセンターと全参加施設へ連絡)や参加施設への周知事項の緊急連絡などの対策を講ずる。データセンターや施設への連絡においては、緊急度に応じて電話連絡も可能であるが、追って速やかに文書(FAX・郵送・電子メール・手渡しのいずれか)による連絡も行う。

10.3.2. 効果・安全性評価委員会への報告

研究事務局は、施設から急送報告または通常報告された有害事象が、「10.1.報告義務のある有害事象」に該当すると判断した場合、研究代表者およびグループ代表者に相談した上で、有害事象の発生を知ってから 15 日以内に効果・安全性評価委員会事務局宛に文書で報告し、同時に当該有害事象に対する研究代表者の見解と有害事象に対する対応の妥当性についての審査を依頼する。

その際、施設から送付された「JCOG 有害事象報告書」および「JCOG 有害事象詳細報告書」に研究事務局/研究代表者としての検討結果や対策(試験の続行/中止の判断を含む)などを記載した意見書を添える。また、10.1.1 ①の 30 日以内の死亡、10.1.2. ①の 31 日以降の死亡のうち治療関連死と判断されるもの、及び、10.1.2. ②予期される Grade 4 の非血液毒性については、個々の患者の経過のみならず、出現頻度が予期された範囲内か否かについての考察を含める。

10.3.3. 施設の研究者への通知

研究事務局/研究代表者は、効果・安全性評価委員会への報告を行った場合、効果・安全性評価委員会の審査・勧告内容を試験参加全施設の施設研究責任者に文書(電子メール可)にて通知する。

効果・安全性評価委員会への報告を行わなかった場合も、研究事務局/研究代表者は、報告を行った施設の施設研究責任者に研究事務局/研究代表者の判断を文書(電子メール可)にて通知する。

10.3.4. 定期モニタリングにおける有害事象の検討

定期モニタリングに際し、研究代表者/研究事務局は、データセンターが作成するモニタリングレポートでの有害事象報告を慎重に検討し、施設からの報告漏れがないことを確認する。逆に報告された有害事象が定期モニタリングレポートですべてリストアップされていることも確認する。報告漏れの有無は定期モニタリングレポートのグループ検討結果報告欄等に明記する。

10.4. 参加施設(当該施設を含む)の施設研究責任者の対応

本試験の参加施設の施設研究責任者は、研究事務局/研究代表者の指示に従って対応する。また、当該有害事象が急送報告または通常報告の対象となる有害事象(「予期されない Grade 3 の有害事象」を除く)である場合は、施設研究責任者は、「臨床研究に関連する重篤な有害事象」として当該医療機関の規定に従い当該医療機関の長に対し報告する。

10.5. 効果・安全性評価委員会での検討

効果・安全性評価委員会は、「臨床安全性情報取扱いガイドライン」に記述された手順、およびその他 JCOG 運営委員会で承認された手順に従って報告内容を審査・検討し、登録継続の可否やプロトコル改訂の要否を含む今後の対応について研究代表者、研究事務局、グループ代表者、グループ事務局、JCOG データセンター長、JCOG 運営事務局長、JCOG 代表者に文書で勧告する。

11. 効果判定とエンドポイントの定義 (RECISTv1.0 対応)

11.1. 効果判定

腫瘍縮小効果判定は Response Evaluation Criteria In Solid Tumors (RECIST criteria: ver1.0)⁴⁷ に準じた以下の手順により行う。

評価は転移リンパ節の 1 方向計測により、評価対象 (Bulky リンパ節および大動脈周囲リンパ節転移の定義参照) を明確に規定して行う。ただし、標的病変の大きさは下記の規定に従い、RECIST 規準オリジナルの「2.0 cm 以上」に該当しないものも含める。

11.1.1. 測定可能病変の定義

10 mm 以下のスライス厚での造影 CT を用い、以下のいずれかに該当する病変を測定可能病変 (measurable lesion) とする。

- 1) 大動脈周囲リンパ節 (No.16a2、No.16b1)：最大径 (長径) 10 mm 以上
- 2) Bulky リンパ節：腹腔動脈・総肝動脈・脾動脈・固有肝動脈周囲もしくは上腸間膜静脈前面に長径 1.5 cm 以上で 2 個以上互いに接して存在するか、長径が 3.0 cm 以上
- 3) 上記以外のリンパ節病変：最大径 20 mm 以上 (ただし、5 mm 以下のスライスの CT (ヘリカル CT) の場合は最大径 10 mm 以上)

原発巣も含め、上記以外のすべての病変を測定不能病変 (non-measurable lesion) とする。超音波検査もしくは超音波内視鏡検査のみで測定可能な病変は標的病変としない。

11.1.2. 標的病変の選択とベースライン記録

登録時に認められた測定可能病変のうち、最大径 (以下、長径) の大きい順に 5 つまでを選択して標的病変 (Target lesion) とする。選択した標的病変の部位 (コード)、検査法、検査日、長径、すべての標的病変の長径の和 (以下、長径和) を「治療前記録-腫瘍評価」に記録する。

11.1.3. 非標的病変のベースライン記録

標的病変として選択されなかった原発巣および測定可能なリンパ節転移巣は「非標的病変 (non-target lesion)」として「治療開始前記録用紙-腫瘍評価」の該当欄に部位 (コード)、検査方法、検査日のみ記載する。

注) RECIST 規準では測定不能な病変もすべて非標的病変に含めることになっているが、本試験の対象では登録時に認められる転移巣はリンパ節に限られており、JCOG0405 との比較可能性を確保するため、非標的病変の定義を原発巣と測定可能なリンパ節に限った。

11.1.4. 腫瘍縮小効果の判定

コース毎に「8.2.治療期間中の検査と評価」に従って標的病変および非標的病変の評価を登録時と同じ検査法にて行い、標的病変の長径、非標的病変の消失または増悪の有無を「治療経過記録用紙-腫瘍評価」に記録する。

11.1.5. 標的病変の効果判定規準

•GR: Complete Response: 完全奏効

すべての標的病変が腫瘍による二次的变化を含めて消失した場合。

•PR: Partial Response: 部分奏効

標的病変の長径和が、治療開始前の長径和に比し 30% 以上小さくなった場合。

•PD: Progression: 進行

標的病変の長径和が、それまでのもっとも小さい長径和に比して 20% 以上大きくなった場合 (再発を含む)。ただし、長径和の絶対値が 10 mm 以下であれば長径和が 20% 以上増大した場合も PD としない。

•SD: Stable Disease: 安定

PR に該当する腫瘍縮小や PD に該当する腫瘍増大を認めない場合。

•NE: Not Evaluable: 評価不能

なんらかの理由で検査が行えない場合、または CR, PR, PD, SD いずれとも判定できない場合

$$\text{長径和の縮小割合} = \frac{\text{治療前の長径和} - \text{評価時の長径和}}{\text{治療前の長径和}} \times 100\%$$

$$\text{長径和の増大割合} = \frac{\text{評価時の長径和} - \text{最小の長径和}}{\text{最小の長径和}} \times 100\%$$

※縮小割合が PR の条件を満たし、同時に増大割合が PD の条件を満たす場合には PD とする。

11.1.6. 非標的病変の効果判定規準

•CR: Complete Response: 完全奏効

すべての非標的病変が消失し、腫瘍マーカー (CEA、CA19-9) がすべて施設基準値上限以下となった場合。

•IR/SD: Incomplete Response/Stable Disease: 不完全奏効/安定

1 つ以上の非標的病変が消失しないか、腫瘍マーカーのいずれかが施設基準値上限を越える場合

•PD: Progression: 進行

非標的病変の明らかな増大 (再発を含む)。

•NE: Not Evaluable: 評価不能

なんらかの理由で検査が行えなかった場合、または CR, IR/SD, PD いずれとも判定できない場合。

11.1.7. 新病変出現の有無

RECIST 原著では「新病変の出現」は「標的病変の効果」、「非標的病変の効果」のいずれにおいても「PD」となるとされているが、次項の総合効果判定の規定と矛盾するため、「新病変の出現」は「標的病変の効果」と「非標的病変の効果」を左右しないこととし、「標的病変の効果」と「非標的病変の効果」とは別に評価する。

例えば、標的病変の長径和の増大割合 < 20%、非標的病変の増大がない場合、それ以外に新病変が認められた場合、「標的病変効果 = SD、非標的病変効果 = IR/SD、新病変出現あり」として、次項の表に従い「総合効果 = PD」とする。

11.1.8. 総合効果 (Overall Response)

総合効果 (Overall response) は標的病変の効果、非標的病変の効果、新病変出現の有無の組み合わせから、以下の表に従って 2 コース終了後に判定する。1 コース終了後、3 コース施行した場合の 3 コース終了後には総合効果の判定は行わない。標的病変、非標的病変のいずれかでも NE の場合は総合効果は NE とする。

標的病変の効果	非標的病変の効果	新病変出現の有無	総合効果
CR	CR	なし	CR
CR	IR/SD	なし	PR
PR	PD 以外	なし	PR
SD	PD 以外	なし	SD
PD	問わない	問わない	PD
問わない	PD	問わない	PD
問わない	問わない	あり	PD

なお、総合効果の CR、PR の判定には従来の WHO 規準による「4 週間の持続期間 (duration)」は不要であり、総合効果 CR、PR の判定日をそれぞれ「CR 判定日」「PR 判定日」と表現する。

11.1.9. 組織学的効果判定

下記のように、切除が行われた全例を対象に、胃癌取扱い規約第 14 版に従って、原発巣とリンパ節における組織学的治療効果を、それぞれ判定する。

Grade0 (無効) : 癌組織・癌細胞に治療効果を認めない

Grade1 (やや有効) :

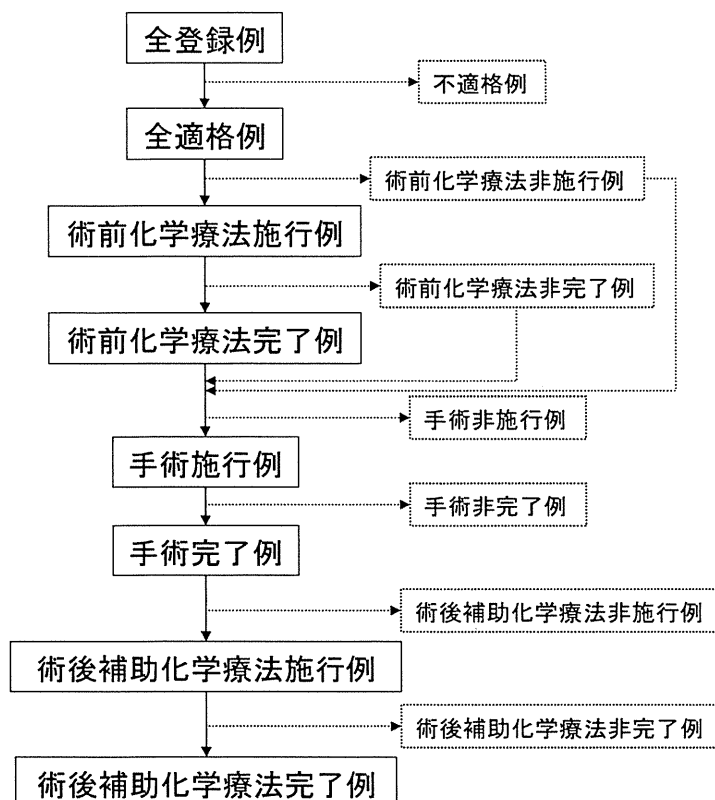
Grade1a) (ごく軽度の効果) : 「増殖し得る」と判断される癌細胞が 2/3 以上を占める場合

Grade1b) (軽度の効果) : 「増殖し得る」と判断される癌細胞が 1/3 以上 2/3 未満の場合

- Grade2(かなりの効果) :「増殖し得る」と判断される癌細胞が 1/3 未満を占めるに過ぎず、核の崩壊に傾いた癌細胞で占められる場合
- Grade3(著効) :「増殖し得る」と判断される癌細胞が全くみられずに、崩壊に傾いた癌細胞のみで占められるか、癌の痕跡のみをみる場合(代表切片で Grade3 と判断される場合は、追加切片にて検索することが望ましい)

11.2. 解析対象集団の定義

定期モニタリング、中間解析、最終解析で用いる解析対象集団について以下のように定義する。



11.2.1. 全登録例

「5.1.登録の手順」に従って登録された患者のうち、重複登録や誤登録を除いた集団を「全登録例」とする。

11.2.2. 全適格例

全登録例から、グループでの検討によって決定された「不適格例」を除く集団を「全適格例」とする。

担当医・施設コーディネーター・施設研究責任者のみの判断による「不適格例」は全適格例に含める。

グループによる「不適格例」の決定に際しては、最終解析においてはグループ代表者の承認を要するが、中間解析や定期モニタリング、最終解析レポート提出以前の学会発表の際の解析においては、データセンターが研究事務局の了解の上で、全適格例に研究事務局判定による「不適格例」を含めないことができる。

11.2.3. 術前化学療法施行例

全適格例から術前化学療法が全く施行されなかった患者を除く集団を「術前化学療法施行例」とする。

11.2.4. 術前化学療法完了例

術前化学療法施行例から、6.2.1.1)「術前化学療法完了の定義」を満たさない患者(術前化学療法非完了例)を除く集団を「術前化学療法完了例」とする。

11.2.5. 手術施行例

術前化学療法完了例に加え、術前化学療法非施行例や術前化学療法非完了例のうち手術を施行した患者を含む集団を「手術施行例」とする。ただし、姑息切除をおこなった患者については、研究事務局と JCOG デ

ータセンターで協議の上、解析対象に含めるか決定する。

11.2.6. 手術完了例

手術施行例のうち、R0 切除が行われた集団を「手術完了例」とする。

11.2.7. 術後補助化学療法施行例

手術完了例のうち、術後補助化学療法が施行された患者集団を「術後補助化学療法施行例」とする。R1 切除または R2 切除が行われた患者に、「後治療」として術後補助化学療法と同じ治療レジメンをおこなった場合は、「術後補助化学療法施行例」には含まない。

11.2.8. 術後補助化学療法完了例

術後補助化学療法施行例のうち、6.2.1.3)「術後補助化学療法完了の定義」を満たす患者集団を「術後補助化学療法完了例」とする。

11.3. エンドポイントの定義

11.3.1. 奏効割合(奏効率) Response proportion (Response rate)

全適格例のうち、「11.1.8.総合効果」が CR、PR のいずれかである患者の割合を奏効割合とする。

11.3.2. 全生存期間 Overall survival (3 年生存割合、5 年生存割合)

登録日を起算日とし、あらゆる原因による死亡日までの期間。

以下の全生存期間を Kaplan-Meier 法により推定した 3 年及び 5 年の時点での生存割合。

- ・生存例では最終生存確認日をもって打ち切りとする(電話連絡による生存確認も可。ただし生存確認を行ったことをカルテに記録すること)。
- ・追跡不能例では追跡不能となる以前で生存が確認されていた最終日をもって打ち切りとする。

11.3.3. 根治切除割合

全適格例を分母として、組織学的な腫瘍遺残度が R0 と判断された患者数を分子とする割合を根治切除割合とする。参考として非治療因子が CY1 のみであった患者数も分子に加えた根治切除割合も算出する。

11.3.4. 手術までの治療完遂割合

全適格例を分母とし、術前化学療法が完了(6.2.1.参照)かつ組織学的な腫瘍遺残度が R0 であった患者数を分子とする割合。ただし、JCOG0405 との比較可能性を保つため、規定通りのリンパ節郭清(D2+No.16 郭清)が行われていない患者は分子から除く。

11.3.5. 術後補助化学療法までの治療完遂割合

全適格例を分母とし、プロトコール治療完了(6.2.1.参照)と判断された患者数を分子とする割合。「11.3.4.手術までの治療完遂割合」と同様に、規定通りのリンパ節郭清(D2+No.16 郭清)が行われていない患者は分子から除く。

11.3.6. 組織学的奏効割合

全適格例を分母とし、手術が行われかつ 11.1.10.組織学的治療効果が Grade 1b、Grade 2、Grade 3 のいずれかである患者数を分子とする割合を組織学的奏効割合とする。

11.3.7. 有害事象(有害反応)発生割合

1) 術前化学療法中の有害事象発生割合

術前化学療法施行例を分母とし、下記の有害事象(毒性)についてそれぞれ CTCAE v4.0 による全コース中の最悪の Grade の頻度を求める。

- ・臨床検査:白血球減少、好中球数減少、貧血(ヘモグロビン)、血小板数減少、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ増加、アラニン・アミノトランスフェラーゼ増加、血中ビリルビン増加、クレアチニン増加
- ・全身障害および投与局所様態:疲労、発熱
- ・免疫系障害:アレルギー反応
- ・胃腸障害:上部消化管出血、下部消化管出血、便秘、下痢、悪心、口腔粘膜炎、嘔吐
- ・呼吸器、胸郭および縦隔障害:肺臓炎
- ・耳および迷路障害:聴覚障害

- ・ 神経系障害:末梢性運動ニューロパチー、末梢性感覚ニューロパチー
- ・ 皮膚および皮下組織障害:脱毛症、皮膚色素過剰、手掌・足底発赤知覚不全症候群、斑状丘疹状皮疹
- ・ 代謝および栄養障害:食欲不振
- ・ 血液およびリンパ系障害:発熱性好中球減少症
- ・ 感染:敗血症、上気道感染、肺感染、尿路感染、カテーテル関連感染、その他の感染
- ・ その他の Grade 3 以上の有害事象(非血液毒性*)

上記以外の有害事象(毒性)については、Grade 3 以上の非血液毒性*が観察された場合のみ治療経過記録用紙に記載するため、特定の有害事象が多く観察された場合を除いて原則として発生割合は集計しない。

※非血液毒性とは、CTCAE v4.0における下記以外の有害事象を指す。

「貧血」「骨髓細胞減少」「リンパ球数減少」「好中球数減少」「白血球数減少」「血小板数減少」「CD4 リンパ球減少」

2) 術中合併症発生割合

全手術例を分母とし、下記の有害事象についてそれぞれ CTCAE v4.0 日本語訳 JCOG 版による最悪の grade の頻度を求める。

i) 術中合併症:開腹より手術終了(閉腹)まで

- ・ 急性冠動脈症候群、血栓塞栓症、術中肝胆道系損傷(膵、総胆管、門脈)、術中動脈損傷、術中静脈損傷、術中消化管損傷(食道、十二指腸、空腸、回腸、結腸)、術中脾臓損傷

上記以外の合併症については、血液毒性以外の Grade3 以上及び予期されない Grade2 以上の合併症が観察された場合のみ治療経過記録用紙に記載するため、特定の有害事象が多く観察された場合を除いて原則として発生割合は集計しない。

3) 術後合併症発生割合

全手術例を分母とし、下記の有害事象についてそれぞれ CTCAE v4.0 日本語訳 JCOG 版と Clavien-Dindo 分類による最悪の grade の頻度を求める。

i) 術後早期合併症:手術終了より術後初回退院まで

CTCAE v4.0 Term/Clavien-Dindo 分類

- ・ 臍瘻/臍液瘻
- ・ 術後出血/術後出血
- ・ 腹部感染/腹腔内膿瘍
- ・ 胃腸吻合部漏出/消化管縫合不全
- ・ 傷害・中毒及び処置合併症-その他(吻合部狭窄)/消化管吻合部狭窄
- ・ 胆嚢炎/胆嚢炎
- ・ 胃腸障害-その他(ダンピング症候群)/ダンピング症候群
- ・ 胃腸障害-その他(胃排出遅延)/胃排出遅延
- ・ 胃食道逆流性疾患/逆流性食道炎
- ・ 小腸閉塞/閉塞性イレウス
- ・ イレウス/麻痺性イレウス
- ・ 血栓塞栓症/血栓症・塞栓症
- ・ 肺感染/術後肺炎
- ・ 胸水/術後胸水
- ・ 胃腸障害-その他(乳び腹水)/乳び腹水
- ・ 創傷感染/術後創感染
- ・ 創し開/創し開

ii) 術後晚期合併症:術後初回退院より術後 5 年まで

CTCAE v4.0 Term/Clavien-Dindo 分類

- ・ 腹部感染/腹腔内膿瘍
- ・ 傷害・中毒及び処置合併症-その他(吻合部狭窄)/消化管吻合部狭窄
- ・ 胆嚢炎/胆嚢炎
- ・ 胃腸障害-その他(ダンピング症候群)/ダンピング症候群
- ・ 胃食道逆流性疾患/逆流性食道炎

- ・ 小腸閉塞/閉塞性イレウス
- ・ イレウス/麻痺性イレウス
- ・ 肺感染/術後肺炎
- ・ 創傷感染/術後創感染
- ・ 創合併症/腹壁瘢痕ヘルニア

上記以外の合併症については、血液毒性以外の Grade3 以上の合併症が観察された場合のみ治療経過記録用紙に記載するため、特定の有害事象が多く観察された場合を除いて原則として発生割合は集計しない。

3) 術後補助化学療法中の有害事象発生割合

術後補助化学療法施行例を分母とし、下記の有害事象(毒性)についてそれぞれ CTCAE v4.0 日本語訳 JCOG 版による全コース中の最悪の Grade の頻度を求める。

- ・ 全身障害および投与局所様態: 発熱、疲労
- ・ 胃腸障害: 腹痛、下痢、悪心、嘔吐、口腔粘膜炎
- ・ 皮膚および皮下組織障害: 脱毛症、皮膚色素過剰、手掌・足底発赤知覚不全症候群、斑状丘疹状皮疹
- ・ 血液およびリンパ系障害: 発熱性好中球減少症
- ・ 臨床検査: 白血球減少、好中球数減少、貧血(ヘモグロビン)、血小板数減少、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ増加、アラニン・アミノトランスフェラーゼ増加、血中ビリルビン増加、クレアチニン増加
- ・ 代謝および栄養障害: 食欲不振、低アルブミン血症、高ナトリウム血症、低ナトリウム血症、高カリウム血症、低カリウム血症
- ・ その他の Grade 3 以上の有害事象(非血液毒性※)

上記以外の有害事象については、Grade 3 以上の非血液毒性※が観察された場合のみ CRF に記載するため、特定の有害事象が多く観察された場合を除いて原則として発生割合は集計しない。

※非血液毒性とは、CTCAE v4.0における下記以外の有害事象を指す。

「貧血」「骨髓細胞減少」「リンパ球数減少」「好中球数減少」「白血球数減少」「血小板数減少」
「CD4 リンパ球減少」

12. 統計的事項

12.1. 主たる解析と判断規準

本試験では、患者登録終了後に行う primary endpoint の解析を中心とする解析を主たる解析とする。

本試験の主たる解析の目的は、試験治療(術前 DOC+CDDP+S-1 併用療法+手術)療法が有効性と安全性を有するかどうかを評価し、その後の第 III 相試験の候補となりうるかどうかを判断することである。

主たる解析では、グループの検討により確定した不適格例を除く「全適格例」を対象として、primary endpoint である奏効割合について、観察された奏効割合に基づいて「真の奏効割合が、無効と判断する閾値奏効割合 ($P_0=65\%$) 以下である」という帰無仮説 (H_0) の検定を二項分布を用いて行う。帰無仮説が棄却されれば有効と判断し、棄却されなければ無効と判断する。

対立仮説 (H_A) は「真の奏効割合が、有効と判断する期待奏効割合 ($P_A=80\%$) 以上である」とする。

区間推定には二項分布の正確な信頼区間を用いる。

仮に 48 例の適格例が登録された場合、36 例以上の奏効が確認されれば、帰無仮説を棄却する。

12.2. 予定登録数・登録期間・追跡期間

「2.4.5.臨床的仮説と登録数設定根拠」で示した根拠に基づき、閾値奏効割合を 65%、期待奏効割合を 80%、 α エラー 0.1、 β エラー 0.2 とすると、二項分布に基づく必要適格例数は 48 例となるため、若干の不適格例を見込んで予定登録数を 50 例とする。

表 12.2 閾値奏効割合 65%、 $\alpha=0.1$ (片側)、 $\beta=0.2$ とし、正確な方法による解析を行う場合の必要適格例数

	期待奏効割合		
	75%	80%	85%
必要適格例数	112	48	28

「2.4.6.患者登録見込み」より年間登録数は 20 例と見込まれるため、登録期間は 2.5 年とする。

予定登録数: 50 例

登録期間: 2.5 年、追跡期間: 登録終了後 5 年

ただし 6 か月以内の登録期間の延長は、プロトコル改訂手続き不要とする。

主たる解析は、全登録患者の腫瘍縮小効果の評価が終了する時期である登録終了 6 ヶ月後を目途に JCOG データセンターが行い、解析結果を「主たる解析レポート」としてまとめ、効果・安全性評価委員会に提出する。

主たる解析終了後も、secondary endpoints である 3 年生存割合、5 年生存割合の評価目的にて登録終了後 5 年間に追跡期間とし、追跡期間終了後にすべてのエンドポイントについての最終解析を行う。

12.3. 中間解析と試験の早期中止

本試験では、有効性に関する中間解析は予定しない。

12.4. Secondary endpointsの解析

試験の主たる解析結果を補足する考察を行う目的で secondary endpoints の解析を行う。

12.4.1. 安全性のsecondary endpointsの解析

secondary endpoints のうち、安全性のエンドポイントは、有害事象発生割合であり、これらは原則として定期モニタリングの項目とする(「14.1.定期モニタリング」)。

区間推定は二項分布の正確な信頼区間を用いて行う。必要に応じて Fisher の直接検定を用いて群間比較を行う。

12.4.2. 有効性のsecondary endpointsの解析

Secondary endpoints のうち、有効性のエンドポイントは、3 年生存割合、5 年生存割合、根治切除割合、手術までの治療完遂割合、術後補助化学療法までの治療完遂割合、組織学的奏効割合である。主たる解析時には、奏効割合、根治切除割合、手術までの完遂割合、組織学的奏効割合を解析し、最終患者の登録後 3 年時点で奏効割合、根治切除割合、手術までの完遂割合、組織学的奏効割合、3 年生存割合、術後補助化学療法までの治療完遂割合を解析し、最終解析時に 5 年生存割合を加えた有効性のエンドポイントすべてを解析する。

3年生存割合、5年生存割合は、全適格例を対象として、Kaplan-Meier法を用いて推定する。3年生存割合、5年生存割合の95%信頼区間はGreenwoodの公式を用いて計算し、これらを用いてJCOG0405の3年生存割合58.8%(95%CI.44.1%–70.9%)を上回っているか調べる。5年生存割合は、現時点(2010年前期モニタリング時点)では明らかになっていないが、JCOG0405の生存時間分布に指数分布を仮定して算出した41.0%以上であることを期待する。

根治切除割合、手術までの治療完遂割合、術後補助化学療法までの治療完遂割合、組織学的奏効割合は、点推定と区間推定を行う。区間推定には二項分布の正確な信頼区間を用いる。各エンドポイントの見込みは以下の通りである。

根治切除割合：JCOG0405の82.35%を上回ることが期待する。

手術までの治療完遂割合：JCOG0405の68.63%と同程度であると考えられる。

術後補助化学療法までの治療完遂割合：40%以上であることを期待する。

組織学的奏効割合：60%以上であることを期待する。

12.5. 最終解析

追跡期間終了後、最終調査によりデータを確定した後にすべてのエンドポイントに対する解析を行う。解析はJCOGデータセンターが行う。また、最終解析時には、全てのエンドポイントについての解析を行う。

最終解析結果はデータセンターが「最終解析レポート」としてまとめ、研究事務局、研究代表者、グループ代表者、グループ事務局、効果・安全性評価委員会、JCOG代表者に提出する。

研究代表者/研究事務局は最終解析レポートの内容を総括し、試験全体の結論、問題点、結果の解釈と考察、今後の方針などを主として臨床的観点からまとめた「総括報告書」(先に主たる解析レポートで「総括報告書」が作成されている場合は、更新分を追加した「総括報告書(増補版)」とする)を作成し、グループ代表者およびJCOGデータセンター長の承認を得て、効果・安全性評価委員会、JCOG代表者に提出する。

効果・安全性評価委員会の総括報告書承認をもって「試験終了」とする。

13. 倫理的事項

13.1. 患者の保護

本試験に関係するすべての研究者はヘルシンキ宣言(付表)および「臨床研究に関する倫理指針」(平成 20 年厚生労働省告示第 415 号 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>)に従って本試験を実施する。

本プロトコルでの「医療機関」は、上記指針における「臨床研究機関」に対応する。

13.2. インフォームドコンセント

13.2.1. 患者への説明

登録に先立って、担当医は医療機関の承認が得られた説明文書(付表の説明文書または医療機関で改変を加えた説明文書)を患者本人に渡し、以下の内容を口頭で詳しく説明する。

なお、本プロトコルで「医療機関の承認」とは、以下のいずれかに該当する場合を指す。

1. 医療機関の長が諮問する倫理審査委員会(IRB:Institutional Review Board)で審査された結果を基に、当該医療機関の長が、申請した研究者宛に発行した承認文書が得られた場合
2. 医療機関の長が諮問する倫理審査委員会で審査された結果を基に、当該委員会が、申請した研究者宛に発行した承認文書が得られた場合

- 1) 病名、病期、推測される予後に関する説明
- 2) 本研究が臨床試験であり、JCOG が実施する研究であること
- 3) 本試験のデザインおよび根拠(rationale: 意義、登録数、必要性、目的、割付など)
- 4) プロトコル治療の内容
薬品名、投与方法、投与量、治療周期、プロトコル治療全体の期間など
- 5) プロトコル治療により期待される効果
延命効果、腫瘍縮小効果、症状緩和効果など
- 6) 予期される有害事象、合併症、後遺症とその対処法について
合併症、後遺症、治療関連死を含む予期される有害事象の程度と頻度、およびそれらが生じた際の対処法に関する説明
- 7) 費用負担と補償
治療にかかる費用は保険制度でまかなわれること、健康被害が生じた場合の補償は一般診療での対処に準ずることなど、一般診療と同様であることの説明
- 8) 代替治療法
現在の一般的治療(緩和医療も含む)や標準治療法の内容、効果、毒性など
代替治療を選択した場合の利益と不利益
- 9) 予想される利益と可能性のある不利益について
試験に参加することによって享受できると思われる利益と被る可能性のある不利益に関する説明
- 10) 病歴の直接閲覧について
「精度管理のため他の医療機関の医療関係者が医療機関の長の許可を得て病歴などを直接閲覧すること」など監査の受け入れに関する説明
- 11) 同意拒否と同意撤回
試験参加に先立っての同意拒否が自由であることや、いったん同意した後の撤回も自由であり、それにより不当な診療上の不利益を受けないこと
※同意撤回とは、研究参加への同意の撤回(下記②、③)を意味し、プロトコル治療継続の拒否(下記①)とは区別すること。同意の撤回が表明された場合には、下記②か③のいずれであるかを明確にし、速やかに JCOG データセンターに連絡すること。
 - ① 患者拒否: 以降のプロトコル治療継続の拒否(フォローアップは続ける)
 - ② 同意撤回: 研究参加への同意を撤回し、以後のプロトコルに従った治療、フォローアップのすべてを不可とすること
 - ③ (すべてのデータの研究利用を含む)同意撤回: 研究参加への同意を撤回し、参加時点からのすべてのデータの研究利用を不可とすること
- 12) 人権保護

氏名や個人情報は守秘されるための最大限の努力が払われること

13) データの二次利用

JCOG の委員会が承認した場合に限り、個人識別情報とリンクしない形でデータを二次利用する(メタアナリシスなど)可能性があること

14) 質問の自由

担当医の連絡先のみでなく、医療機関の研究責任者、試験の研究代表者(または研究事務局)の連絡先を文書で知らせ、試験や治療内容について自由に質問できることの説明

13.2.2. 同意

試験についての説明を行い、十分に考える時間を与え、患者が試験の内容をよく理解したことを確認した上で、試験への参加について依頼する。患者本人が試験参加に同意した場合、付表の同意書または医療機関で定められた書式の本試験の同意書を用い、患者本人による署名を得る。担当医は同意書に、説明をした医師名、説明を受け同意した患者名、同意を得た日付の記載があることを確認する。

同意文書は2部コピーし、1部は患者本人に手渡し、1部は施設コーディネーターが保管する。原本はカルテに保管する。

13.3. 個人情報の保護と患者識別

JCOG は、個人情報および診療情報などのプライバシーに関する情報は個人の人格尊重の理念の下、厳重に保護され慎重に取り扱われるべきものと認識し、「JCOG プライバシーポリシー」を定め、万全な管理対策を講じ、プライバシー保護に努める。詳細については、JCOG ホームページ(<http://www.JCOG.jp/>)参照。

13.3.1. JCOGが従うポリシー、法令、規範

JCOG は JCOG 研究を行うにあたり原則として、「JCOG プライバシーポリシー」の他、以下の法令、規範に従う。下記以外の法令、規範、ポリシーが適応となる場合は、加えて従うこととする。

- ・ 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、最終改正:平成 15 年 7 月 16 日法律第 119 号)
- ・ ヘルシンキ宣言(日本医師会訳)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成 15 年 7 月 30 日制定、平成 16 年 12 月 28 日全部改正、平成 20 年 7 月 31 日全部改正、厚生労働省告示第 415 号)

13.3.2. 個人情報の利用目的と利用する項目、および利用方法

1) 利用目的

JCOG では、基本理念「最善の治療法をより多くの患者へ提供すること」に従い、「臨床研究の正しい結果を得るために、治療中だけでなく治療終了後も長期間にわたり患者個人を特定して調査を行うこと、および取得した情報を適切に管理すること」を目的として、患者の個人情報を利用する。

2) 利用する項目

JCOG が患者の同意や照会のために最低限必要と考え、利用する項目は下記のとおりとする。

患者 ID(カルテ番号)、生年月日、イニシャル、病理検体番号(必要時)

すなわち、患者氏名など、上記以外の個人情報が参加医療機関からデータセンターへ知らされることはなく、もし誤って知らされた場合には、記録媒体によらず破棄するか、もしくはマスキングなど判読不能とする適切な処理を行った上で保管する。

3) 利用方法

患者の個人情報および診療情報は、各種 CRF に医療機関の研究者が記載し、原則として郵送あるいは手渡しのいずれかの方法でデータセンター宛に提出することにより収集する。ただし、迅速な連絡が必要となる患者登録に限り、電話あるいは FAX を利用する。

その他、収集した情報の正確性の確認のため、データセンターと医療機関の研究者間で各種 CRF の写しをやりとりする場合は、郵送あるいは手渡しに限定する。

なお、電子メールによる個人情報のやりとりは行わない。

13.3.3. データの二次利用について

本試験で得られたデータについては、JCOG の該当する委員会(プロトコル審査委員会など)の審査を経て承認された場合に限り、個人識別情報とリンクしない形でデータを二次利用(メタアナリシスなど)することがあり得る。

13.3.4. 安全管理責任体制

プライバシー保護管理責任者およびプライバシー保護担当者を定め、個人情報の利用に当たっては情報流出のリスクを最小化すべく各種安全管理対策を講じる。

13.3.5. 患者情報の開示等に対する対応

患者本人より JCOG が保有するプライバシーに関する情報の開示などを求められた場合の対応者は、原則として当該患者の医療機関の研究者（施設研究責任者、施設コーディネーター、担当医）とする。

13.3.6. 一般的な問い合わせおよび苦情の受付

プライバシーポリシーに関する一般的な問い合わせや苦情は、下記にて、郵便、電子メール、FAX のいずれかの方法で受け付ける。

問い合わせ窓口：	JCOG データセンター プライバシー保護担当
郵送先	〒104-0045 東京都中央区築地 5-1-1 国立がん研究センター
E-mail	: JCOG_privacy@ml.JCOG.jp
FAX	: 03-3542-3374

13.4. プロトコールの遵守

本試験に参加する研究者は、患者の安全と人権を損なわない限り、本プロトコールを遵守する。

13.5. 医療機関の倫理審査委員会の承認

13.5.1. 試験参加開始時の承認

本試験への参加に際しては、本プロトコールおよび患者への説明文書を用いて試験を実施することが、各医療機関の承認を得なければならない。

承認が得られた場合、各医療機関の施設コーディネーターは各医療機関の承認文書のコピーをデータセンターへ送付する。承認文書原本は施設コーディネーターが保管、コピーはデータセンターが保管する。

なお、患者への説明文書は、臨床試験についての諸要件から逸脱しない範囲において医療機関毎に改変を加えたものを当該医療機関の承認を得て用いることができるが、プロトコールについては医療機関毎の内容変更は許容されない。全施設共通のプロトコールを用いる。内容の変更が必要な場合は、全施設で用いるプロトコールとして改正もしくは改訂を行うため、医療機関からプロトコール本文の修正依頼があった場合は、施設コーディネーターは研究事務局に相談すること。説明文書を医療機関の指示等により改変した場合は、改変した説明文書を研究事務局に送付する。研究代表者/研究事務局は、施設での改変（削除や内容変更）が不適切と判断した場合、施設研究責任者/施設コーディネーターを通じて医療機関に再検討を依頼することができる。

13.5.2. 各医療機関の承認の年次更新

各医療機関における、本プロトコールおよび患者説明文書に対する審査承認の年次更新の要否については各医療機関の規定に従う。審査承認の年次更新が行われた場合であっても、JCOG としては各医療機関の年次更新承認書の提出は求めない。

13.6. プロトコールの内容変更について

13.6.1. プロトコールの内容変更の区分

プロトコール内容変更の際には、変更内容の実行 (activation) に先だって「プロトコール改訂申請」を効果・安全性評価委員会に提出し承認を得なければならない。ただし 6 か月以内の登録期間の延長は、プロトコール改訂手続き不要とする。

JCOG では、プロトコール審査委員会承認後のプロトコール内容の変更を改正・改訂の 2 種類に分けて取り扱うが、改正・改訂の区別は効果・安全性評価委員長が行うため、研究者の委員会申請はすべて「改訂申請」とする。また、プロトコール内容の変更に該当しない補足説明の追加をメモランダムとして区別する。定義と取り扱いは下記のとおり。

1) 改正 (Amendment)

試験に参加する患者の危険を増大させる可能性のある、または試験の primary endpoint に実質的な影響を及ぼすプロトコールの部分的変更。効果・安全性評価委員会および各医療機関の承認を要する。

効果・安全性評価委員会への申請前に当該グループ代表者およびデータセンター長の承認が必要である。

プロトコールのカバーページに効果・安全性評価委員会の承認日および発効日を記載する。

2) 改訂 (Revision)

試験に参加する患者の危険を増大させる可能性がなく、かつ試験の primary endpoint に実質的な影響を及

ばさないプロトコールの変更。効果・安全性評価委員長長の承認を要する。効果・安全性評価委員長長への申請前に当該グループ代表者およびデータセンター長の承認を必須とする。

医療機関の承認については各医療機関の規定に従う。

プロトコールのカバーページに効果・安全性評価委員会の承認日および発効日を記載する。

3)メモランダム/覚え書き(Memorandum)

プロトコール内容の変更ではなく、文面の解釈上のバラツキを減らしたり、特に注意を喚起するなどの目的で、研究代表者/研究事務局から試験の関係者に配布するプロトコールの補足説明。書式は問わない。

配布前にグループ代表者とデータセンター長の承認が必要である。配布前もしくは配布後速やかに効果・安全性評価委員会への報告を要する。

プロトコールのカバーページへの記載は不要である。

13.6.2. プロトコール改正/改訂時の医療機関の承認

試験中に効果・安全性評価委員会の承認を得て本プロトコールまたは患者への説明文書の改正がなされた場合、改正されたプロトコールおよび説明文書は各医療機関の承認を得なければならない。改正に対する承認が得られた場合、各医療機関の施設コーディネーターは各医療機関の承認文書のコピーをデータセンターへ送付する。承認文書原本は施設コーディネーターが保管、コピーはデータセンターが保管する。

内容変更が改訂(改正ではない)の場合に、各医療機関の承認の要否については各医療機関の規定に従う。各医療機関の規定により改訂に対する承認が得られた場合は、承認文書の原本は施設コーディネーターが保管するがコピーのデータセンターへの送付は不要である。

13.6.3. CRFの修正(9.1.3.を再掲)

試験開始後に、CRFに必要なデータ項目の欠落や不適切なカテゴリー分類などの不備が判明した場合、「8. 評価項目・臨床検査・評価スケジュール」で規定した収集データの範囲を超えず、かつ CRF の修正により登録患者の医学的・経済的負担を増やさないと判断される限りにおいて、データセンター長と研究事務局の合意の上で CRF の修正を行う。プロトコール本文の改訂を要さない CRF の修正は JCOG としてはプロトコール改訂としない。 CRF の修正に関する医療機関の長への報告や改訂申請の有無は医療機関の規定に従う。

13.7. JCOG研究に関わる者の利益相反(COI)の管理について

JCOG の研究に関わる研究者や JCOG 研究を支援する者の COI は以下のように管理する。

- 1) 施設研究責任者や施設コーディネーターなど参加施設での診療において JCOG 研究に関わる者の COI については、参加施設の医療機関の規定に従う。
- 2) 研究代表者や研究事務局、グループ代表者やグループ事務局など、JCOG 研究に中心的な役割をもつて関わる者の COI については、JCOG COI 委員会が管理する。この他、JCOG の効果・安全性評価委員会などの委員や、個々の JCOG 研究に関わる JCOG データセンター/運営事務局スタッフの COI についても同様に管理する。

13.8. 補償について

本臨床試験に参加することで生じた健康被害については、通常の診療と同様に病状に応じた適切な治療を保険診療として提供する。その際、医療費の自己負担分については患者の負担とする。また、見舞金や各種手当などの経済的な補償は行わない。

14. モニタリングと監査

14.1. 定期モニタリング

試験が安全に、かつプロトコルに従って実施されているか、データが正確に収集されているかを確認する目的で、原則として年2回定期モニタリングが行われる。

モニタリングはデータセンターに収集されるCRFの記入データに基づいて行われる中央モニタリングであり、施設訪問にて原資料との照合を含めて行う施設訪問モニタリングは実施しない。

データセンターが作成する定期モニタリングレポートは、研究事務局、研究代表者、グループ代表者、効果・安全性評価委員会、JCOG代表者に提出され、JCOGのモニタリングに関する規定に従って検討される。

定期モニタリングの目的は、問題点をフィードバックして試験の科学性倫理性を高めることであり、試験や施設の問題点の摘発を意図したものではないため、グループ代表者は各グループの会議で事前もしくは当日に配布した定期モニタリングレポートを検討し、研究事務局、研究代表者、施設研究責任者はレポートで指摘された問題点の改善に努める。

14.1.1. モニタリングの項目

- ① 集積達成状況:登録数-累積/期間別、施設別
- ② 適格性:不適格例/不適格の可能性のある患者:施設
- ③ 治療前背景因子
- ④ プロトコル治療中/治療終了の別、中止/終了理由:施設
- ⑤ プロトコル逸脱:施設
- ⑥ 重篤な有害事象:施設
- ⑦ 有害反応/有害事象
- ⑧ 全生存期間、無増悪生存期間:全登録例
- ⑨ R0 切除割合
- ⑩ その他、試験の進捗や安全性に関する問題点

14.1.2. R0 切除割合

DCS療法は毒性も強く、術前化学療法と手術を含めた集学的治療全体のコンプライアンスが低くなる懸念があり、そのためにDCS療法を受けた被験者に不利益が生じることを回避する手立てを講じておく必要がある。短期的にプロトコル治療に問題があることを把握する指標として、R0切除割合を定期モニタリングの項目に加える。JCOG0405のR0切除割合は82.4%(42/51)であったが、本試験ではR0切除割合が75%以上であれば、仮にJCOG0405よりもR0切除割合が劣っていたとしても、S-1+CDDP療法とのランダム化比較において、試験治療の生存への寄与が証明できる可能性があると考えられる。従って、13例以上のR0切除不能が確認された時点で無効中止を検討する。

14.1.3. 有害事象の許容範囲

本試験においては、治療関連死割合に関しては点推定値が5%を超えてはならないと考える。治療関連死が3例となった時点で、最終的な点推定値が5%を超えることが明らかなら、即刻登録中止とする。この時点で治療中の患者のその後の治療に関しては、その時点で検討する。治療関連死2例以下の時点では、各症例毎に効果安全評価委員会に報告し、その判断を仰ぐが、結果が得られるまでは原則的に登録を継続する。

治療関連死亡の定義を以下に示す。

治療関連死亡:すべての死亡のうち、効果・安全性評価委員会がプロトコル治療との因果関係あり(definite, probable, possibleのいずれか)と判断された死亡。

14.1.4. プロトコル逸脱・違反

薬剤投与、放射線治療、外科的切除などの治療、臨床検査や毒性・有効性の評価などがプロトコルの規定に従って行われなかったものをプロトコル逸脱とする。

モニタリングに際しては、あらかじめ、もしくは試験開始後にデータセンターと研究代表者/研究事務局間で試験毎に取り決めた一定の許容範囲を超える逸脱が「逸脱の可能性」としてモニタリングレポートに列記され、研究事務局および研究グループの検討を経て以下のいずれかに分類される。

- 1) 違反 violation

臨床的に不適切であり、かつ以下の複数項目に該当するプロトコル規定からの逸脱を「違反」とする。

- ① 試験のエンドポイントの評価に影響を及ぼす
- ② 担当医/施設に原因がある
- ③ 故意または系統的
- ④ 危険または逸脱の程度が著しい

「違反」は論文公表する際に原則として個々の違反の内容を記載する。

2) 逸脱 deviation

1)の違反にも、3)の許容範囲にも該当しない逸脱。

特定の逸脱が多く見られた場合は論文公表の際に記載することが望ましい。

モニタリングレポート検討時に以下のいずれかに分類する。

- ① 逸脱……………望ましくないもので減らすべきもの
- ② 逸脱(やむを得ない)・積極的に減らすほどではないもの(例:年末年始による延期、機器故障など)
- ③ 逸脱(臨床的に妥当)・担当医/施設の判断を積極的に肯定するもの(再度同様の状況が生じた際には同様に逸脱することが望ましいと考えられるもの)

* 逸脱は、常に施設の担当医に問題があることを意味しない。研究といえども臨床試験においては患者の安全が第一に優先されるため、個々の患者の状態によりプロトコルの規定に従うと危険であると判断される場合は、担当医の医学的判断によりむしろ「逸脱」すべきである。患者の安全のために臨床的に妥当な逸脱と判断された場合は上記③「逸脱(臨床的に妥当)」と記録される。臨床的に妥当な逸脱が少数例見られる場合は特に問題とする必要はないが、多発している場合にはプロトコルの規定が不適切である可能性が高いため、プロトコル改訂を検討する必要がある。

3) 許容範囲(の逸脱) acceptable deviation

JCOG 全体、研究グループ、または研究代表者/研究事務局とデータセンター間で、試験開始前または試験開始後に試験毎に設けた許容範囲内のプロトコルからの逸脱。

事前に設定された許容範囲内の逸脱はモニタリングレポートに掲載しない。

14.2. 施設訪問監査

JCOG では、研究の科学的・倫理的な質の向上と教育を目的とする施設訪問監査を行う。

監査委員会が指名する JCOG 内の研究者(監査担当者)が本研究参加施設を訪問し、医療機関の承認文書の確認、患者同意文書の確認、CRF 記入データとカルテとの照合(原資料の直接閲覧)などを監査委員会の定める監査マニュアルとそれに従って作成した標準業務手順書(SOP)に従って行う。

なお、各施設の監査結果は、監査報告書の JCOG 監査委員会審査結果とともに、当該施設の施設研究責任者、当該医療機関の長、研究事務局と研究代表者、グループ代表者、JCOG データセンター長、JCOG 代表者に報告される。必要に応じてグループの研究者や JCOG 運営委員会にも報告される。これら以外に公表される場合、施設名は伏せられる。

15. 特記事項

15.1. 腫瘍縮小効果の中央判定

腫瘍縮小効果に関する中央判定を行う。

時期:原則として年2回、グループ班会議の際に行う。

対象:術前化学療法の効果判定に関するCRFが回収された全適格例のうち、術前化学療法中止例を除いた全患者。

方法:効果判定に用いたすべての画像診断フィルム(またはそのレプリカ、コピー)もしくは画像デジタルデータと、治療経過中の病歴を用い、グループ代表者が指名する2名以上の効果判定委員により腫瘍縮小効果の再判定を行う。

効果判定委員は自身が所属する施設からの登録患者の中央判定は行わない。

なお、中央判定の結果をもって施設側でCRF記入データの変更を行わないこと。

15.2. 附随研究

本試験では附随研究は行わない。

16. 研究組織

本章の内容変更はプロトコール改正 (Amendment) ではなく、改訂 (Revision) とみなす。

効果・安全性評価委員会の改訂審査は不要であるが、研究グループ代表者の承認を要する。変更があった場合、研究代表者/研究事務局は、全参加施設、JCOG データセンターに変更内容を文書で速やかに通知する。

16.1. 本試験の主たる研究班

- ・ 厚生労働科学研究費補助金がん臨床研究事業 (H22-がん臨床一般-016)
「高度リンパ節転移を伴う進行胃癌の根治を目指した術前化学療法+拡大手術法の確立」
班研究代表者: 佐野武 (がん研究会有明病院)
- ・ 独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費 23-A-19
「消化管悪性腫瘍に対する標準治療確立のための多施設共同研究」
班研究代表者: 島田安博 (国立がん研究センター中央病院)

16.2. JCOG (Japan Clinical Oncology Group: 日本臨床腫瘍研究グループ)

JCOG は独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費の 7 つの研究班 (下記) を中心とする多施設共同がん臨床研究グループである。本研究は JCOG の研究組織を用い、JCOG 運営委員会の定める諸規定に従って行われる。 (<http://www.jcog.jp/>) なお、23-A-16 は JCOG データセンター/運営事務局業務をサポートする。

- ・ 23-A-17 班研究代表者: 飛内賢正 (国立がん研究センター中央病院)
「高感受性悪性腫瘍に対する標準治療確立のための多施設共同研究」
- ・ 23-A-18 班研究代表者: 田村友秀 (国立がん研究センター中央病院)
「呼吸器悪性腫瘍に対する標準治療確立のための多施設共同研究」
- ・ 23-A-19 班研究代表者: 島田安博 (国立がん研究センター中央病院)
「消化管悪性腫瘍に対する標準治療確立のための多施設共同研究」
- ・ 23-A-20 班研究代表者: 渋井壮一郎 (国立がん研究センター中央病院)
「希少悪性腫瘍に対する標準治療確立のための多施設共同研究」
- ・ 23-A-21 班研究代表者: 伊藤芳紀 (国立がん研究センター中央病院)
「放射線治療を含む標準治療確立のための多施設共同研究」
- ・ 23-A-22 班研究代表者: 奥坂拓志 (国立がん研究センター中央病院)
「難治性悪性腫瘍に対する標準治療確立のための多施設共同研究」
- ・ 23-A-16 班研究代表者: 福田治彦 (国立がん研究センターがん対策情報センター)
「多施設共同研究の質の向上のための研究体制確立に関する研究」

- 16.3. JCOG代表者
田村友秀 国立がん研究センター中央病院
- 16.4. 研究グループとグループ代表者
JCOG 胃がんグループ
グループ代表者: 笹子 三津留
兵庫医科大学 上部消化管外科
住所: 〒663-8501 兵庫県西宮市武庫川町 1-1
TEL: 0798-45-6767
FAX: 0798-45-6764
E-mail: msasako@hyo-med.ac.jp
グループ事務局(外科): 佐野 武
がん研究会有明病院 消化器外科
住所: 〒135-8550 東京都江東区有明 3-8-31
TEL: 03-3520-0111
FAX: 03-3570-0343
E-mail: takeshi.sano@jfc.or.jp
グループ事務局(内科): 朴 成和
聖マリアンナ医科大学 臨床腫瘍学
住所: 〒216-8511 神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1
TEL: 044-977-8111
FAX: 044-975-3755
E-mail: n.boku@marianna-u.ac.jp
- 16.5. 研究代表者
佐野 武
がん研究会有明病院 消化器外科
住所: 〒135-8550 東京都江東区有明 3-8-31
TEL: 03-3520-0111
FAX: 03-3570-0343
E-mail: takeshi.sano@jfc.or.jp
- 16.6. 研究事務局
伊藤 誠二
愛知県がんセンター中央病院 消化器外科部
住所: 〒464-8681 愛知県名古屋市千種区鹿子殿 1 番 1 号
TEL: 052-762-6111
FAX: 052-764-2963
E-mail: seito@aichi-cc.jp
- 16.7. 薬物療法研究事務局
高張 大亮
愛知県がんセンター中央病院 薬物療法部
住所: 〒464-8681 愛知県名古屋市千種区鹿子殿 1 番 1 号
TEL: 052-762-6111
FAX: 052-764-2963
E-mail: dtakahari@aichi-cc.jp